

家族から入所者への虐待行為はどのように対応？

■4点柵で拘束してくれという家族

Hさん(女性)は、軽度の認知症があり、特別養護老人ホームに3カ月前に入所しました。入所当初から、キーパーソンの息子さんが無理な要求をしてきていました。Hさんが、2回ほど居室のベッドサイドで転倒したため、「4点柵をすべきた」と息子さんは主張します。「そのような身体拘束にあたる対応は禁止されているのでできない」と説明しても、「もし転倒して骨折したら施設が責任を取るんだらうな」と相談員を恫喝するのです。

面会時に居室からHさんの悲鳴が聞こえたため、職員が駆けつけると、息子さんが怒鳴っており、Hさんの頬を殴ったようでした。職員がHさんに「どうしたのですか？」と尋ねてもHさんは何も応えず、息子さんは薄笑いを浮かべているだけです。その後も施設から「着替えを持って来て欲しい」とお願いをしても応じてくれず、また、「体重が増えると困るから昼食を抜くように」と介護職員に指示をしたこともありました。施設長は職員に「息子さんに対しては、工夫して説得しよう」というばかりです。

様々な虐待パターンへの対処を想定しておく

■入所施設の利用者への家族の虐待

入所施設の利用者は24時間施設で生活しており、在宅の利用者とは異なり家族からの虐待を受けないと思われがちです。しかし、高齢者虐待防止法の定義にある5つのケースのように虐待の形態は多様で、家族から入所者への虐待もたくさん起きているのです。

では、特養などの施設入所者への家族からの虐待行為とはどのような行為が考えられるのでしょうか？まず、Hさんのケースのような、面会時の家族から利用者への暴力は明白な身体的虐待であり、厳正な対応が必要になります。そのほかにも、次のようなケースが入所者への虐待とみなされる可能性があります。

- ・利用者にとって必要最低限の介護サービスや医療サービスでさえも提供しないように施設に指示する
 - 「少しくらい熱があっても受診の必要はない」と受診をさせないようにする
 - 「髪を切らなくても命に別状はないから」と理容サービスを拒否する
- ・家族がすべき生活の援助を拒否する
 - 下着や衣服など生活の必要な最低限の物品を用意しない
- ・利用者が負担すべき介護サービスや医療費の本人負担を家族が支払わない
 - 家族が本人のために支出すべき本人の資金を消費している



■入所者への虐待への対応方法

入所施設では、キーパーソンの家族を利用者のお世話をする援助者と考えているため、家族から利用者に対して虐待などの人権侵害行為があった時、厳格な対応を取りにくいのが現実です。しかし、介護保険サービスは本人のための公的なサービスであり、家族の意思によって左右されるべきものではありません。次のような公的機関と連携して対応することで、本人の人権侵害を防がなくてはなりません。

- 虐待行為が刑法に抵触し対応の緊急性が高い場合 → 警察への通報
- 高齢者虐待防止法の虐待に該当する場合 → 市町村の福祉関係部署
- 福祉以外の人権侵害 → 法務省人権擁護局

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 マーケット開発部 市場開発室
 担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456
 監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

<p>発行責任者 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室 担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456 監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋</p>	<p>担当課支社・代理店</p>
---	------------------